

鑑真伝の諸問題

井 上 薫

一、鑑真の訪日決意と海難

(イ) 栄叡らは戒師招請のため入唐

戒・定・慧の関係を仏典の經(仏の説法を収録した書)律(仏が制定した修行規則を集めた書)論(仏弟子や高僧が經典の内容を研究・解釈したところを記した書)の關係にあてはめると、定は經にあたり、戒は律に、慧は論に相当する。

欽明天皇七年(五三八)に仏教が百済から公的に伝わると、戒律も学ばれ、百済は律師を日本にたてまつり(敏達天皇元年、五七二)、善信尼らは百済に行き戒律を修め(用明天皇二年、五八七)、道光は唐から『四分律』を舶載し(天武天皇六年、六七八)、『依四分律鈔撰録文』を著し、道融は唐の道宣の『四分律行事抄』を講義した。『四分律』は小乗戒(自分だけ悟ればよいとする修行の方式で、大乘戒〔自分が悟るだけでなく、他人も悟らせることを理想とする修行方式〕に対する語)を内容とする四大戒律書(『十誦律』『四分律』『僧祇律』『五分律』)の一つで、後秦(三八四―四一七)の仏陀耶舎・竺

仏念らによって漢訳され、四〇卷本や六〇卷本などがある。大宝「僧尼令」の原典の一つに「四分律」が用いられていることが指摘されている。

このように戒律は修得されていたが、戒律制度が不備で、三師(授戒する戒和上・羯磨師・教授師各一人。羯磨は授戒や懺悔などの戒律に関する作法)、七証(受戒を証明する僧七人)をそろえなければならぬし、授戒の儀礼や結界壇壇を行なう施設などを整えなければならなかった。

天平五年(七三三)の遣唐使(大使多治比広成、副使中臣名代)に従って入唐留学した栄叡・普照(ともに興福寺僧)・理鏡らは研究と戒師招請の任務を負うことになった。戒師招請は元興寺の隆尊が発案し、知太政官事の舍人親王に献策したことによると『東大寺要録』にみえる(知太政官事は百官を統轄する官職。大宝令における太政大臣の任務規定が抽象的であったため設けられたという)。

(ロ) 鑑真の訪日決意

栄叡らは洛陽の大福先寺の道濬に渡日を請い、理鏡はインド僧波羅門菩提僊那に東航を願った。大使広成は天平七年(七三五)吉備真備・玄昉らと帰国し、道濬・菩提・ペルシア人李密翳らは翌八年に副使名代の帰国船で日本に渡り、八月二十三日拜謁し、道濬と菩提は大安寺西唐院に入った。

栄叡らはさらに留学し、戒師をさがし求め、長安の大安国寺の道航は師の鑑真(五十五歳)を推薦し、栄叡は天宝元年(天平十四年、七四二)揚州の大明寺で律を講じていた鑑真を訪ね東渡を懇願した(「願はくは和上、東遊して化を興したまへ」)。

鑑真は弟子に、伝戒のため日本へ渡航してやろうと思う者は名乗り出よ、といったが、弟子らは応じないで沈黙した。渡海が危険で、生命は保証されないことを恐れたからである。鑑真は「仏法のためならば、私の身命は惜しくない。お前らが行かないならば、私が行こう」と叫んだ。弟子の祥彦は「大和上が行かれるのならば、私も随行させて下さい」といった。これらに励まされ、思託ら二一人も願い出た。

大明寺は竜興寺ともいい、その後身は法浄寺(揚州)であることが常盤大定氏によって考定され、大正十一年(中華民國十一年、一九二二)法浄寺に「古大明寺唐鑿真和尚遺址」の碑が建てられた。

鑑真は嗣聖五年(持統天皇二年、六八八)揚州の江陽県(江蘇省)に生れ、俗姓は淳于といい、同十八年(大宝元年、七〇一)揚州の大

雲寺で知満について出家得度し(十四歳)、大雲寺に入った。神竜元年(慶雲二年、七〇五)南山宗の道岸より菩薩戒を受け(十八歳)、景竜元年(七〇七)長安京にゆき、翌年實際寺の弘景を和上とし、十師を請じて登壇し、具足戒を受けた(二十一歳)。弘景から天台宗の教学を学び、そのほか融済から道宣の『四分律行事鈔』羯磨』などを習い、南山宗の教えを修得し、義威から法彌の『四分律疏』の講義を聴いた。のち江淮(江蘇省・安徽省)に律を講じ、授戒して教化に努め、開元二十一年(天平五年、七三三)法浄寺に帰り(四十六歳)、天宝元年その住職となり、栄叡らの願いで訪日を決意した。

(ハ) 妨害と海難

鑑真は天宝三年(五十六歳)から渡航を止めること六回に及んだ。一回目は、渡航メンバーから除かれた若い弟子如海が、一行は海賊と結托していると州の官に中傷したため、船が没収された。二・三回目は、風浪に難破した。四回目は、出発させまいとする弟子や諸寺の僧が官にせまって渡航をさえぎり、五回目のときは「舟上に水無し。米を嚼めども喉は乾き、咽めども入らず、吐けども出でず、鹹水(塩水)を飲めば腹すなわち脹れ、一生の辛苦は何ぞ此れより劇しからん……舟上に雨を注ぐ、人人は腕を把りて承けて飲む……」という苦難をなめた上に、舟は唐に吹きかえされ失敗に終り、栄叡と祥彦は病没し、鑑真は目を痛めた。

天平勝宝四年（七五二）入唐した遣唐大使藤原清河（房前の子）らは栄叡・鑑真の動静を聞き、翌年（天宝十二年）十月十五日揚州の延光寺に鑑真と関係の深い竜興寺がかくまって離さなかったのを脱出させ、十九日寺を出て淮河を下り、蘇州の黄泗浦に着いた。二十三日大使清河は各自の分乗する舟をきめたが、鑑真が日本にゆく噂で唐人が鑑真を捜索するならば、大使の舟（第一船）が狙われるので、十一月十日に副使の同伴古麻呂は鑑真と弟子らを自分の舟（第二船）に招き乗せた。明州の阿育王寺からかけつけた普照が副使の吉備真備の船（第三船）に乗りこんだのが十三日で（このときの遣唐副使は二人）、分乗が終った四船は十五日黄泗浦を出発した（第四船は布勢人主）。

（二）秋妻屋浦に漂着

しかし一匹の雉が第一船の前を飛んだことを不吉とし、一行が出発を止め、錨をおろして留まった。留学から帰る阿倍仲麻呂は第一船に乗っていて、つぎの歌を詠んだ。

もろこしにて月を見てよみける 安倍仲磨

あまの原ふりさけみればかすがなるみかさの山にいでし月かも

（『古今和歌集』巻第九、羈旅歌）

十一月十六日四船は再び黄泗浦を出発し、これが六回目の渡航で、阿児奈波（沖繩島）に着き、十二月六日多嶺（種子島）に向かうとき南風が荒れ、第一船（清河・仲麻呂）は坐礁し、第二船（古麻呂・鑑真）

は薩摩国（鹿児島県）の秋妻屋浦（川辺郡坊津町秋目）に、第三船（真備）は益久（屋久）島（鹿児島県）から紀伊（和歌山県）の牟漏崎に、第四船は薩摩の石籬浦（不詳）に着いた。第一船は奄美（奄美大島）に向かい出発した以後消息が分らなくなり、大宰府から捜索の使が出されたが、行方不明の報告が大宰府より朝廷に入ったのは翌天平勝宝六年（七五四）三月である。

仲麻呂の遭難は唐にも伝わり、蘇州にいた李白は仲麻呂が溺死したと思いこみ「晁卿衡阿倍仲麻呂を哭く」と題し「日本の晁卿帝都を辞す、征帆一片蓬壺を繞る、明月帰らず碧海に沈む、白雲秋色、蒼梧に満つ」と詠んだ（天宝十三歳〔七五四〕秋ころの作）。第一船は安南の驪州（河静省徳寿府）に漂着し、一行一八〇余人のうち一七〇余人までが土人によって害せられ、清河と仲麻呂ら一〇余人はわずかに逃れ、天宝十四歳（七五五）六月長安にたどり着いた。

二、国家珍宝帳に記される鑑真来朝

（ホ）難波から河内の国衙に泊り入京

鑑真（六十七歳）が秋妻屋浦に着いたのは勝宝五年（七五三）十二月二十日で、六回目に渡航が成功し、一回目以来、一二年間に脱落した者は二〇人、死者は三十六人にのぼり、来日した弟子二十四人のうち、法進・思託・如宝らの今後の活動が注目される。

鑑真一行が大宰府に入ったのは年末か翌勝宝六年（七五四）の初め

で、正月十一日大伴古麻呂は一行の到着を朝廷に奏した。一行は二月一日難波に着き、三日河内の国衙(藤井寺市)に泊り国守は藤原魚名(清河の弟)で、藤原仲麻呂(大納言・紫微令)は使者を遣わし慰勞した。四日、一行は平城京の羅城門外で勅使の安宿王に迎えられ、東大寺に入った。五日、道璿や菩提らが鑑真らを訪ねて慰問し、勅使吉備真備が鑑真に伝えた聖武太上天皇の勅に「朕この東大寺を造りて十余年を経たり。戒壇を立て、戒律を伝授せんと欲し、この心ありてより日夜忘れず。今、諸大徳は遠く来り戒を伝ふ。冥く朕が心に契へり。今より以後、授戒伝律は一に大和尚に任す」と記されていた。鑑真は東大寺の唐禅院に住むことになった。

(へ) 舶載の仏典

鑑真は仏舍利・仏具・仏具・經・律・論・疏(注釈書)や、玄奘の『大唐西域記』、王羲之の書跡などを舶載した。鑑真の戒律思想や教学の特色を考えるために、經・律・論・疏を分類してみよう。

〔小乗律関係〕 『四分律』、法蘊の『四分律疏』、光統の『四分疏』・『鏡中記』・『明了論』、定寶の『飾宗義記』、高律の『義記』、道宣の『含注戒本』・『含中戒本疏』・『行事鈔』・『注磨羯』・『開中創開戒壇図』、懷素の『戒本疏』、大覺の『秘記』、法鏡の『尼本』・『尼戒本疏』、そのほか「補釈飾宗記」(靈祐の作か)、「音訓」(崇義の『行事鈔音訓』か)

〔大乘律関係〕 智周の『菩薩戒疏』、雲溪釈子の『菩薩戒疏』
〔天台学関係〕 天台大師智顛の『戒疏』、『法華玄義』・『法華文句』・『摩訶止観』

これを見れば、彼の戒律思想は純粹に小乗戒の『四分律』によるものでなく、小乗を解するに大乘の意を以てし、南山宗(第一祖は道宣、第二祖弘景、第三祖鑑真)で曇無徳部所伝の律を根底としながら、大乘を加味するのに従ったといわれる。

鑑真の伝記には思託の『和上行記』(『鑑真和尚広伝』)・『延暦僧録』や、淡海三船の『唐大和上東征伝』があり、右の鑑真の来朝の事情や過程もそれらによって記した。

(ト) 授戒と伝律

鑑真の渡来した以後に戒律思想が高揚し、戒律制度で新しいことが行なわれた。『東征伝』によれば、勝宝六年四月、東大寺の盧舎那大仏殿の前に戒壇が設けられ、聖武太上天皇をはじめ、光明皇太后・孝謙天皇が登壇受戒した。ついで沙弥・証修ら四四〇余人が受戒し、また旧大僧の靈福・賢璟……忍基・善謝・行潜・行忍ら八〇余人の僧は「旧戒を捨て、重ねて和上の授くる所の戒を受く」と記される。

勝宝六年五月、東大寺に戒壇院建立の宣旨が出され、翌七歳七月の磁皿墨書銘に「戒壇院」とみえる(『正倉院御物棚別目録』一六二ページ)。勝宝八歳六月の「東大寺山界四至図」に戒壇院の建物は描か

れていないが、大仏殿の西に一区を画して「戒壇院」と記され、勝宝七・八歳ごろに戒壇院が造られつつあった。これよりさき勝宝六年七月に『梵網経』（大乘戒を説く）百部が東大寺写経所で書写されたのも、鑑真による戒律思想の高揚と関係がある。

聖武太上天皇は勝宝八歳五月二日に崩御し、聖武を看病した労により同二十四日鑑真は大僧部に、法進は律師に任せられ、翌六月九日、聖武の供御の米・塩が鑑真と法榮に給されることになった。

勝宝八歳十二月三十日の勅は、聖武の冥福を祈るため東大寺などで『梵網経』を講義させ、その語に「菩薩戒を有つことは、梵網経を本とす。功德は巍々として能く逝く者を資く」と述べている。

授戒に関し、勝宝年間（七四九〜七五六）末までに制度化されたものとして、授戒終了時に度縁（得度したことの証明書）をこぼち、公驗（受戒したことの証明書）の代りに戒牒を三師七証から授けるように改めたことが指摘されている（これ以前は、得度者に度縁を授け、受戒した僧に公驗を太政官から授けた）。

天平宝字元年（七五七）閏八月二十一日の勅で諸大寺に戒本師田一〇町ずつを寄進し、持戒堅固の僧の布薩（半月ごとに罪を懺悔する儀式）料とした。東大寺大仏銅座の蓮弁に『梵網経』に説く世界図が陰刻されたのは宝字元年前後で、これも鑑真による伝律の影響であると家永三郎氏はいわれる（「東大寺大仏の仏身をめぐる諸問題」『上代仏教思想史研究』）。

（チ） 国家珍宝帳と大唐西域記

勝宝八歳（七五六）五月二日聖武太上天皇が崩じ、光明皇太后と孝謙天皇が聖武の財宝を盧舍那仏に献じたときの『国家珍宝帳』（以下『珍宝帳』と略称）の願文に菩提と鑑真の来朝について「声は天竺に籠れば、菩提僧正は流沙を涉って遠く到り、化は振旦に及べば、鑑真和上は滄海を凌いで遥かに来れり」（P）と述べており（聖武天皇の名声がインドまで聞こえると、菩提僊那はタクラマカン沙漠の流沙を越えて遠くから渡来し、聖武の王化が中国にまで及ぶと、鑑真和上は東シナ海の危険を乗り越えてはるかな所から来日した、という意味）、菩提と鑑真が特記されているのは、二者が東大寺を中心とする奈良朝仏教に寄与したところが非常に大きいことを物語っている。

しかし菩提と鑑真を論じる場合Pを引用する人は稀で、私の目に触れたところでは、林陸朗氏は『珍宝帳』昌頭の願文（「妾聞……咸登妙果」）と引き注釈し（『光明皇后』昭和36）、小野勝氏はPを引用しているが（「東大寺献物帳について」末永先生古稀記念『古代学論叢』昭和42）、境野黄洋氏『日本仏教史講話』や竹内理三氏等編『日本古代人名辞典』（菩提・鑑真の項）などは史料を網羅しながらPを引用していない。

聖武が勝宝四年（七五二）四月九日の大仏開眼会の導師に菩提をあて、呪願に道場をあてたのは、日本の仏教がインドや唐の仏教に肩を

並べるほどに発展していることを示すことを意図したと考えられる。

ところでPは玄奘の『大唐西域記』（以下『西域記』と略称）を読んだ知識によって記されていると思う。理由の(1)はPにみえる『流沙』は『西域記』の瞿薩旦那（コータン）の國の段に記されるからである（『大正新修大藏經』五一の九四五ページ。水谷真成訳『大唐西域記』平凡社、三〇四ページ）。

流沙の語は『西域記』以前に『晋書』（張駿伝）、『魏書』（世祖紀）、『周書』（異域伝）にみえる（諸橋轍次『大漢和辞典』（六の六八四—ページ）。したがってPの流沙は『西域記』以外の『晋書』などの記述から採録されたかも知れない。しかし『西域記』は光明皇后の皇后宮職が経営する写経所で書写されており（天平十一年七月十七日「高屋赤麻呂写経請本注文」、『大日本古文书』七の八七ページ）、かつ鑑真舶載書の中に『西域記』が含まれていることからみると、『珍宝帳』に菩提と鑑真の来朝を記すさいに『西域記』を引用することは大いにあり得ると思う。

理由の(2)は、『珍宝帳』に聖武の名声と徳化が天竺（インド）や振旦（シナ）にまでひろがったので、菩提や鑑真が来朝したと記す文の基底にある考えかたは、唐の玄奘がインド留学から帰って書いた『西域記』の跋（奥書）に「遊歴する場所のままにその梗概を略記し、見聞を列挙して王化を慕う国々を記述したまでであります。これはもとより印度よりこの方は悉く大唐の恩恵に浴し、徳化の及ぶ所はみな聖

徳を欣仰していて、天下は混（渾）然と同化し一つの家の如くであるからであります。お陰をもちまして、単身王化の及ばざる外国に使いし万里の遠きに至る、と言うような困難なものではありませんでした」（水谷氏訳、三〇五ページ）と記す文の思想に近似するからである。

三、唐招提寺の成立

(リ) 鑑真の授戒でおきた摩擦
鑑真は伝戒師として朝廷から迎えられ、授戒伝律をまかされたが、一方では諸大寺の僧との間に摩擦が生じた。勝宝七歳四月、大仏殿前で鑑真が授戒したとき、僧の志忠、靈福、賢璟らは授戒に関し、善好な戒師と清浄な僧が得られない場合は、自誓（戒を守ることを自分単独で仏に誓う）により具足戒を受けることができる」と『占察經』に説かれるから、三師七証は必ずしも必要としない、と主張し、鑑真の授戒に反抗し、「反って以て讎を為す」と伝えられる（『延暦僧録』普照伝）。

勝宝八歳四月、聖武の病氣平癒を祈り、聖武の持物に羯磨をしたとき「挙衆（集まった僧の皆）は伏せず（承知しない）、人々は面（顔）に色を作す（不満の気持をあらわす）の中、興福寺僧の法寂という者有り、起立し大いに叫び、僞言（荒っぽい言葉）を出す」と記される（『東大寺要録』所収『延暦僧録』）。

このような摩擦が生じた事情はなぜか。細川公正氏はつぎのように

説く。授戒は鑑真渡来以前から行なわれており、たとえば行表は天平十五年（七四三）興福寺の北倉院で受戒した。天平十九年（七四七）正月には「七道諸国の沙弥・尼等をして、当国の寺に於いて受戒し、更に京に入るべからざらしむ」という制が出された。これらの授戒を統制する権限をもったのは僧綱である。たとえば勝宝三年（七五二）四月には、僧正に菩提、少僧都に良弁、律師に道璿・隆尊が任せられ、翌勝宝四年四月の大仏開眼会に菩提らの僧綱が開眼導師などの役をつとめた。

ところが鑑真が来朝し、授戒の権限が彼と旧来の僧綱との間に分裂帰属する事態を生じたことや僧綱が教界統制の基準とした「僧尼令」は『四分律』の小乗戒の思想を同化しており、封鎖的束縛主義の立場をとるのに対し、鑑真の戒律思想は大乗的転換を含み、福音開放主義の立場をとったことなどが注意される、と述べている（「鑑真の一考察」『歴史地理』七六の四）。

これはすぐれた考察であるが、石田端麿氏から批判が出されているように（「鑑真―その戒律思想―」法蔵館、昭和49）、細かい点についてはなお考えてゆかねばならない。

（又）唐招提寺の創建

東大寺唐禅院にいた鑑真が戒律を教えるための別寺を建てる望みをいだいたのは宝字元年（七五七）ここで、『東征伝』に「時に四方よ

り来りて戒律を学ぶ者あり。供養無きに縁り多く退還するもの有り。此の事漏れて天聴に聞こゆ。仍って宝字元年丁酉十一月廿三日を以て、勅して備前国水田一百町を施す。大和上は此の田を以て伽藍を立てんと欲す。時に勅旨有り。大和上に園地一区を施す。是れ故一品新田部親王の旧宅なり。普照・思託は大和上に、此の地を以て伽藍と為し、長く四分律蔵、法礪の四分律疏、鎮国道場の飾宗義記、宣律師の鈔を伝へ、持戒の力を以て国家を保護せんことを請ふ。和上は言ふ「大いに好し」と」（A）と記される。この水田施入について『統紀』には同月二十八日のことであるとし、施入の目的を「東大寺唐禅院十方衆僧供養料」にあてるためとする。

『統紀』によれば、宝字二年（七五八）八月一日鑑真は大僧都の任を解かれ、詔に「政事躁煩にして敢て老を勞せざれ」と記され、鑑真が七十一歳の高齢に達したので、詔はそれをいたわるために出されたと解する説（例、安藤更生氏）と、僧綱と鑑真（彼も大僧都である）との間に摩擦があったと解する説（例、細川公正氏）とがみられる。大僧都解任の詔には「諸寺の僧尼を集め、戒律を学ばんと欲する者は皆屬して学ばしめよ」と述べているのは、鑑真に戒律研修のための別寺を建てさせようとする朝廷の意向を示し、あるいはその別寺が営まれたこと前提とするような書きぶりである。

『東征伝』には右のAにすぐ続けて「即ち宝字三年八月一日、私に唐律招提の名を立つ。後に官額を請ひ、此に依りて定めと為す。還此

の日を以て善俊師を請じ、件の疏記等を講ぜしむ。今の唐招提寺、此れなり。初め大和上は中納言從三位水上真人の延請を受け、宅に就きて窃にその土を嘗め、寺を立つべきことを知る。仍つて弟子僧法智に語り『これ福地なり。伽藍を立つべし』といふ。今、遂に寺と成る。明鑿の先見と謂ふべし」(B)と記される。

鑑真は造られつつあった唐招提寺に移ったが、このときも鑑真は人から誹謗された。思託が『和上行記』を、淡海三船が『東行伝笈』(『原東征伝』)を作ったのは、師の意中や立場などを明らかにするためであるという。

(ル) 戒院中心の修道寺院

唐招提寺の創建年代はいちおう宝字三年八月とされるが、このとき伽藍が完備していたのではない。『統紀』の鑑真伝に寺の創建過程について「新田部親王の旧宅を施し、以て戒院と為す。今の招提寺是れなり」と記すように、その最初の建物は戒院であった。この年善俊が疏記を講じたとき使った建物は戒院か、別の建物かは明らかでない。

ところで福山敏男氏は、鑑真が東大寺唐禅院で没し、唐招提寺に移らなかったとし、鑑真と唐招提寺との関係を疑う論考を出され(「唐招提寺の建立」『歴史地理』六〇の四―七)、これに対し小林剛氏(「唐招提寺金堂の建立について」『日本美術史』四)らの批判があり、福山氏は詳論を書き(「唐招提寺建立年代の研究」『日本美術史』

五―M)、論争がみられた。

しかし戒律による修道本位の寺では戒院が伽藍の中心であり、これを考慮しないで、金堂や塔の成立が遅れたことに気をくばると、唐招提寺は鑑真と無関係かのように思われてくるわけである。授戒をめぐる僧綱との摩擦などのため、東大寺を去って唐招提寺に移ったと考えるのはおかしいことでない。新田部親王の宅地は塩焼王に継承され、王は宝字八年(七六四)斬られ、宝字三年には父の宅地に住んでいたから、この年に唐招提寺の創建を考えることはできないと福山氏はいわれたが、『東征伝』や『統紀』に寺地は新田部親王の宅と記されるが、塩焼王の宅と書かれていない。延暦二十三年(八〇四)如宝(鑑真の弟子)の奏言に「去る天平宝字三年、勅して没官地を以て之に賜ふ」とあり(一月二十二日「太政官符」)、宝字元年(七五七)道祖王(新田部親王の子)が橘奈良麻呂の変に連坐し、死罪に処せられたとき新田部親王の宅地が没官されたと考えれば、宝字三年八月一日鑑真の唐招提寺への移住は造作された記事といえなくなる。

福山氏は続稿(「唐招提寺の建立年代」『以可留我』一〇―N)、「唐招提寺の造宮」『唐招提寺論叢』一〇)で前説を修正し、宝字三年鑑真の唐招提寺移住をみとめられた。

鑑真が生前に思託に「我若し終に已らば願はくは坐死せん。汝、我がために戒壇院に於いて別に影堂を立てよ」といったのも戒院が彼にとって重要な建物であったことを物語る。

講堂は宝字四年（七六〇）ころ平城宮の朝集殿を施入して造られ、これは藤原仲麻呂の保護によるといわれる。鑑真在世中にできていた建物は戒院と講堂であり、これは禮拜対象の本尊をまつる金堂を中心とする寺と異なるからである。「招提」は「四方の人という意。一処不住の修行僧」をさし（中村元『仏教語大辞典』上巻、七二二ページ）、磨招提寺はそれらの僧を止宿させる寺という意味で、僧綱の授戒統制によって十方衆僧の道がふさがれている封鎖性を否定し、福音開放主義を示すものである。鑑真が東大寺に留まることができなかったことは、大乘戒にもとづく授戒を標榜する唐招提寺が朝廷の保護を受けたけれども、伝統的な仏教界の承認を受けるに至らなかった限界のあったことを意味する（唐招提寺金堂の西側にみられる戒壇院は鑑真在世中のものでなく、後世のもの）。その限界を除くため、最澄が延暦寺の大乗戒壇建立をめぐり南都の僧綱とはげしく論争しなければならなかったのであり、大乘戒壇の建立は最澄の死の直後に勅許が出された。鑑真は宝字七年（七六三）に入ると病み、老衰のためらしく、五月六日唐招提寺で入滅した。七十六歳説（『東征伝』）と七十七歳説（『延暦僧録』『統紀』）があるが、『東征伝』に景竜二年（七〇八）二十一歳で具足戒を受けたという記事が戒律の規定に合うから、これを基準とすれば七十六歳が正しい。

（オ）弟子らの講律と造寺

鑑真の弟子らによる戒律の研究・講義や諸堂の経営をみておこう。法進が門弟中で代表的地位にいたことは『統紀』に鑑真一行の来朝が「唐僧鑑真、法進等」と記されるのによって知られる（勝宝八歳、律師に任せられた―前述）。師の大僧都停任後も法進は依然律師のまま、また師の唐招提寺移住後も法進は東大寺唐禪院に留住し、戒壇の戒和上となった。東大寺に留まったのは思託らと不和のためとする福山敏男氏の説（M）があり、興味深いが、なお細かく考える必要がある。内道場の行潜らを弟子として勢力をもち、著書『沙弥十戒並威儀經疏』五巻・『東大寺授戒方軌』一巻があり、鑑真の死を傷む七言の詩が残る。

思託は師の唐出発の一回目から始終従い、宝字元年備前の水田と新田部親王旧宅を師に賜わったとき、普照とともに師に勧めて伽藍としたと記され、唐招提寺創立に深く関与した。道璿と忍基の請いにより、道璿らの弟子のため大安寺で法礪の『四分疏』や『飾宗義記』を講じた。鑑真の入滅を傷む五言の詩を作った。

普照は宋観とともに道璿と鑑真を戒師として招請する任務を果たし、その功績は大きい。鑑真の直接の弟子でないが、鑑真の影響を受けている。宝字三年（七五九）六月十二日の「乾政官符」は「一応に畿内七道諸国の駅路の両辺に遍ねく菓樹を植えるべき事」を命じ、これは東大寺普照の奏状を認めたものと記す。（乾政官は太政官の改称）奏状に「道路には百姓の来去は絶えず。樹、其の傍に在れば、疲乏を息

ふに足り、夏は則ち蔭に就いて熱を避け、飢ゆれば則ち子を摘みて之を噉ふ」というメリットがあると述べる。『梵網経』に説く八福田に造曠路美井・水路橋梁・平治嶮路・孝事父母・供養病人・救济苦厄・設無遮大会があり、普照の申請した果樹植栽は造曠路美井の類に当る。諸道の両側に果樹を植えよとの命令がどれほど実行されたかは問題であるけれども、普照の奏状は時代の要求に応じたもので、大乘戒を標榜する『梵網経』の教えが実践され、それは「僧尼令」による仏教界の寺内寂居主義と対比し注目される。

(ワ) 如法のデザインによる金堂

如宝は安如宝と同人で、胡国（ペルシアなど）出身という異色の弟子である（『東征伝』）。延暦十六年（七九七）三月律師となり（このとき伝燈大律師、『日本後紀』、以下『後紀』と略称）、同二十一年（八〇二）度者一人を賜わった（『類聚国史』）。

同二十三年（八〇四）正月二十三日の「太政官符」（『類聚三代格』）は如宝の奏状を認め、「応に招提寺をして例として律を講せしむべき事」をつぎのように命じた。唐招提寺は「四分律」一部七十卷、「疏（四分律）」一部十卷、「華嚴経」一部八十卷、「涅槃経」一部三十六卷、『大集経』一部三十卷、『摩訶般若波羅蜜経』一部三十卷を講義し、その費用に備前国の田地十三町（宝龜八年七月二十六日官符により施入）越前国の水田六十町（寄進物を用いて買った）からの収入をあて、

これによって招提宗の教学が廃滅することなく、鑑真の意図が朽ちないようにせよ、と。

如宝の奏状を紹介しよう。招提寺は鑑真が聖朝のために建立し、宝字三年（七五九）勅により没官地を賜わり、招提寺と名づけ、戒法を修学させたが、それ以後約五十年近くの間、経や律（前記の『四分律』から『摩訶般若波羅蜜経』まで）が伝えられていても講義されることなく、これでは鑑真和上の素意にそむき、仏道の至志を欠くから、右の経律を永代にわたり伝講するように当寺に命じてほしい、と如宝は述べた。如宝の願いは認められ、講律を命じる太政官符が右のように磨招提寺に下されたのであり、如法が講律に努めたようすが知られる。

如法が唐招提寺の金堂を建てたと『扶桑略記』（宝字三年八月条）に記され、『招提寺建立縁起』（『諸寺縁起集』所収）にも金堂は如法が有縁の檀主（寺に關係をもつ信者・寄進者）をひきいて建立したとみえる。如法は延暦二十三年に当寺での講律について奏上しているから（前掲「太政官符」）、そのとき住職をつとめていたと考えられ、彼は弘仁六年（八一五）没しており、金堂建立は延暦二十三年から弘仁六年の間とみる説がある（太田博太郎「唐招提寺の歴史」『南都六太寺大観』第十二巻）。

ところで長安（西安）の慈恩寺大雁塔初層の西面入口上部の楣石に陰刻されている図様は、五間単層四注（寄棟）造の仏殿内に釈迦説法

の相があらわされ、菩薩は釈迦の左に九人、右に八人が坐し、左右軒廊内に各二人が立つが、仏殿の前面第一列の柱が吹放しになって開放されていること、仏殿が石築の壇上に立つこと、柱は長く丸形で、頂部の肩を少しく丸く落していること、軒は二重極で地極は円形、飛檐極は角であること、屋根は四注（寄棟）造の本瓦葺で、大棟の両端に鷗尾をあげていること、などの諸点が唐招提寺の金堂のデザインに似ると関野貞が指摘された（「慈恩寺大雁塔と薦福寺小雁塔の彫刻図様」『支那の建築と芸術』昭和13—P）

いっぽう唐招提寺金堂（七間四面）の正面第一列の柱が吹放しになっていることについて、あたかもギリシアのパルテノン神殿建築を模した感を与え、この特色は、如宝が胡国人でギリシア建築に関し知識をもっており、金堂建立にたずさわったところから生じたという説がある（滝川政次郎氏の談—Q）。

唐招提寺金堂の建築のデザインに関する右のP・Q説は統一的に理解できると私は思う。唐の張彦遠の『歴代名画記』（以下「名画記」と略称）に「慈恩寺塔院に呉道元・尹琳・胡人尉遲乙僧・楊廷光・鄭虔・畢宏・王維・李果奴・張孝師・韋鑿画ら有り」と記し、すぐつづけて前壁の絵について記述する。関野氏は『名画記』を引き「此塔に施された陰刻の画像亦必ず当時は等名家の下画から出来た者と想像することが出来る」と述べている。私が注目するのは胡人の尉遲乙僧の名が『名画記』にみえることである。それならば同じ胡国出身の如

宝が大雁塔楣石陰刻図に関係をもつ可能性はあり得るわけで、如宝が陰刻図をきざんだ画師とはいえないが、陰刻図を唐招提寺金堂のデザインに使うことに重要な関係をもったと推定できる。

（カ）開山堂の鑑真像

宝字七年（七六三）春、弟子忍基は夢に講堂の梁（棟とうちちがえに柱の上に渡し、屋根をささえる材）の折れるのを見て不吉の感を感じ、鑑真の逝去に近いことを予感し、同僚をさそい師の肖像を造らせた（『東征伝』）。

開山堂の鑑真坐像（脱活乾漆、彩色、像高八〇・一cm、国宝）はこのころの作で（水野敬三郎「鑑真和上坐像」『南都六大寺大観』第十三巻）、首は太く、肩の筋骨はたくましいが、両眼は盲いており、口もとに柔らかな笑みがただようている。

鑑真の失明について『東征伝』には「時に和上は頻りに炎熱を経て、眼光は暗昧なり。ここに胡人有りて能く目を治すといふ。遂に療治を加ふるに、眼は遂に明を失せり」とみえ、『統紀』は「栄叡は物故す和上は悲泣して明を失す」といい、海水の塩気で眼を痛めたとする書物もある。

ところで勝宝六年（七五四）三月十八日の「鑑真書状」が『正倉院文書』にみられ、『華嚴経』『大涅槃経』『大集経』『大品経』を東大寺写経所から借りた旨を良弁（東大寺別当）に申し出ており、そ

のうちの『華嚴經』は転読に必要なためと記される（『大日本古文書』四の三二二ページ）。このような手紙を書けるならば、視力が残っていたことになり、『統紀』伝にも鑑真は一切経を校正したとある。そこで『東征伝』にいう失明は完全な失明か、視力残存の失明かが問題となる。

『統紀』伝に鑑真が一切経を校正したことについて、「和上は暗誦して、多く雌黄を下す」と記すのは、書写された写経を他人に読ませ、それを聞く盲目の鑑真は経文を暗誦しているので、誤りを指摘し、校正したのであろう。盲目で書物を編んだ例として塙保己一の『群書類従』がある。『統紀』伝にはまた、菓の良否を判断するのに、鼻で弁別して誤らなかつたと記され、失明していなかつたら鼻で弁別する必要もないから、鑑真は失明していたのであろうか。

「鑑真書状」について田中塊堂氏はつぎのように述べる。字体がほかの文書の字体よりも大きいのは目の悪い人の常套である。「部」の字の終筆の縦画を長く引くのが「書状」の筆者の癖であり、四個の「部」の終筆縦画の長さが不同であり、「経」の字の糸偏がイのように記されるのは、視力不自由者が選ぶ自然の結体である。かつ「書状」の筆意が王羲之の「奉橘帖」などに似ており、鑑真が二王（王羲之、王献之の父子）の法書をもっていたのと思ひ合わずと、それまでに王羲之の書を習得していたと推定される。鑑真は全くの失明に至っておらず、良弁に対し多少の不自由をしのんでも自筆をもって書状を出すのが礼

儀であると考えて筆を執った（『日本書道全集』）。以上の田中氏の説は説得力に富む。

安藤更生氏は、『東征伝』に失明したと記される当時の鑑真は六十歳の高齢で、白内障のため手術したあとで失明しているから、完全に失明したのであり、「書状」は自筆であるまい、といわれる（『鑑真』人物叢書、昭和42）。

私は、「書状」に『華嚴經』を転読するために借用したいと記すことや、『統紀』に来朝後、一切経を校正したと述べることを重視し、不自由ながら視力が残っていたと解しておく。貞享五年（一六八八）芭蕉が開山堂に参り、鑑真像を拝し「若葉して御目の雫拭はばや」と詠み（『笈の小文』）、この句碑が開山堂の西側に立てられている。「若葉して」はやわらかい若葉を用いての意味であるが、「御目の雫」は(1)涙、(2)涙以外の分泌物のいずれかであろう。涙ならば卒直にそのまま涙と記すと考えられ、わざわざ雫と書いたのは、目が病気にかかり、そのため分泌物が出ていると芭蕉が理解したと推測される。